

2020年度  
関西学院大学ロースクール  
C日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。なお、〔設問 1〕と〔設問 2〕は独立の問題として解答すること。

甲株式会社（以下「甲会社」という。）は、取締役会および監査役を設置する公開会社であるが、振替株式を発行する会社ではない。また、甲会社の定款には、株券の発行に関する定めはないが、株主総会における議決権行使の基準日は、3月31日と定められている。甲会社の発行済普通株式の総数は2000株である。

20XX年2月20日、Aは、甲会社株主であるBから、Bの有する甲会社株式100株（以下「本件株式」という。）を譲り受けた。Bは、株主名簿の名義書換のために、Aに委任状を送付している。

甲会社では、同年6月28日に、定時株主総会（以下「本件総会」という。）の開催を予定している。

### 〔設問 1〕

Aは、20XX年3月31日までに、株主名簿の名義書換を行わなかった。他方、甲会社は、AとBとの間で本件株式にかかる譲渡契約が締結されたことを知っていたことから、Aを、本件総会において議決権を行使することができる株主として取り扱い、株主総会招集通知を送付することを予定している。株主名簿の名義書換制度の趣旨を説明したうえで、甲会社のこのような取扱いが認められるかどうかにつき論じなさい。

### 〔設問 2〕

〔設問 1〕とは異なり、Aが、20XX年3月10日に、甲会社に対して、Bの委任状も示した上で、適法に株主名簿の名義書換を請求したところ、甲会社の過失により名義書換は行われず、基準日である同年3月31日時点でも、株主としてBが株主名簿に記載されていた。Aは、自分が株主であることを甲会社に対して主張して、本件総会において議決権を行使することができるかどうかにつき論じなさい。

2020 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：商法】

《出題趣旨》

---

- ・ 本問は、株主名簿の名義書換制度について問うものである。
- ・ 〔設問 1〕は、株主名簿の名義書換未了の株式譲受人を会社の側で株主として取り扱うことができるか否かを問うものである。
- ・ 〔設問 2〕は、会社による株主名簿の名義書換の不当拒絶の問題を問うものである。

《解説》

---

(1) 〔設問 1〕について

- ・ 株主名簿は、株主とその持株等に関する事項を記載（記録）するために会社が作成を義務付けられている帳簿であり、日々変動する株主を確定し、株主と会社あるいは第三者との間の権利関係を規律する目的で、法律上一定の効力が付与された制度である。
- ・ 株式の譲渡がなされても、株主名簿の名義書換がなされていない限り、株式の譲受人は会社に対して株式譲渡の事実を対抗することはできず（会社 130 条）、他方、会社は、株式譲渡の事実を知っていたとしても、株主名簿上の株主を、権利行使すべき株主として取り扱えば足りる（株主名簿の確定的効力）。
- ・ このような株主名簿の効力は、多数に上る株主の集団的法律関係を画一的に処理することができるという、会社の事務処理上の便宜のための制度である。  
→ したがって、会社が、会社に認められた事務処理上の便宜というメリットを放棄して、会社の危険において、株主名簿の名義書換未了の株式譲受人を株主として取り扱うことは差し支えないと解される（最判昭和 30・10・20 民集 9 卷 11 号 1657 頁。通説も同旨）。
- ・ 本問では、甲会社は、A・B間の株式譲渡の事実を知っており、その上で、本件総会の招集通知を株主名簿の名義書換未了の株式譲受人である B に発送しようとしている。上記判例・通説の見解によれば、甲会社によるこのような取り扱いは許されると解される。

(2) 〔設問 2〕について

- ・ 会社は、株式譲受人から株主名簿の名義書換請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを拒絶してはならない。  
→ 正当な理由のない拒絶は、不当拒絶となる。また、正当な理由がなく、名義書換を遅延させた場合も、同様に、不当拒絶になるとされている（最判昭和 41・7・28 民集 20 卷 6 号 1251 頁）。

- ・ たとえば、全株譲渡制限会社（いわゆる非公開会社）において、会社の所定機関の承認を得ることなく譲渡制限株式が譲渡され、当該譲渡制限株式の譲受人が株主名簿の名義書換を請求した場合には、会社はこれを拒むことができる（会社 134 条参照）。
- ・ 本問のような会社の過失による株主名簿の名義書換の遅延（あるいは名義書換それ自体がなされていないこと）も、正当な理由によらずに名義書換がなされていないという点で、不当拒絶と評価される。
- ・ 株主名簿の名義書換につき、会社による不当拒絶があった場合、会社は、名義書換がないことを理由に株式譲渡の事実を否定することができず、株式譲受人を株主として取り扱う義務を負うと解されている（前掲・最判昭和 41・7・28）。  
→ その結果、名義書換請求者は、名義書換なしに株主であることを会社に対して対抗することができるかと解される。
- ・ 本問においても、甲会社は、A による適法な名義書換請求に対して、過失により名義書換を行わなかった。したがって、A は、株主名簿上に自己の名前がないにもかかわらず（つまり株主名簿の名義書換がなされていない場合であっても）、A・B 間の株式譲渡の事実を甲会社に対して対抗ことができ、本件総会において議決権を行使することができる。

---

《講評》

- ・ 全体的には、よく書けていた答案が多かった。
- ・ 特に、〔設問 1〕における株主名簿の名義書換制度の趣旨については、多くの答案が会社の事務処理上の便宜という点を挙げるできていた。他方で、このような趣旨を挙げながらも、会社による恣意的な運用を防止すべきとの観点から、会社側が株主名簿の名義書換未了の株式譲受人を株主として取り扱うことは許されないとの結論と導いている答案も散見された。確かに、このように主張する見解も学説上では見られるが、法律実務家を養成する法科大学院の入試においては、司法試験と同様、まずは最高裁判例を踏まえて答案を書くというスタンスが必要であると思われる。最高裁判例を批判的に検討するのであれば、少なくとも、最高裁判例の見解を示した上で、詳細な理由を付して、批判を展開すべきである（このような答案であっても一定の評価はしている）。
- ・ 〔設問 2〕についても、最高裁判例を前提とした出題であったが、多くの答案において、会社の過失による名義書換の失念を不当拒絶と同様であることを示すことなく、会社側に帰責事由がある形で名義書換がなされていないから、株式譲受人は会社に対して株主たる地位を対抗することができるとの結論を示している。結論としては全く問題はないが、最高裁判所の論旨の展開を十分に踏まえることなく、結論だけを示した答案に対しては、高い評価はしていない。他方、最高裁判所の判例の論旨の展開を踏まえて、不当拒絶の場合と同様であることを示した上で結論に到達している答案に対しては、高い評価を与えている。
- ・ 既述の通り、法科大学院入試においても、また司法試験においても、判例が存在する論点においては、まず判例を押さえておくことが必要である。判例を批判的に検討する姿勢は、それ自体非常に重要なことではあるものの、最初にすべきは判例をしっかりと押さえることである。とりわけ、

近時の商法分野における司法試験の問題については（他の法分野でも同様であると思われるが）、判例を素材として出題される傾向にあると考えられ、その意味でも、判例の重要性は従前よりも高まっていると思われる。そこで、判例百選その他の判例集等を使って勉強する際には、単に判例の結論だけを読むのではなく、事実、論旨の展開、当てはめ等についても丁寧に学習することが望まれる。